

酒田出張所 ニュース

第128号

平成30年6月1日発行

河川堤防の刈草を活用しませんか

河川堤防の刈草とは？ **刈草は天然資源**なんです

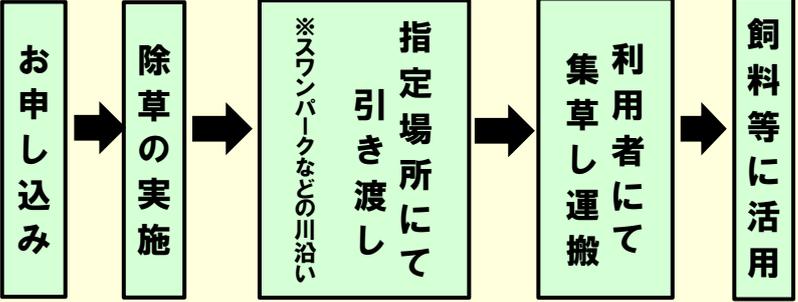
堤防を守り、異常の早期発見を目的として、定期的に除草を行っています。それに伴い刈草が発生します。

堤防の草類は主に芝ですが、トールフェスク、オーチャードグラス、ハルガヤ、チガヤ等の牧草も含まれ、飼料として活用することが可能です。堤防管理のため芝を植えますが、年数を経るとともに様々な草が混入します。
また、ゴミ等の混入を減らすため、除草前に目視での除去作業を行っています。



河川堤防では、**農薬・除草剤**の散布は行っていません。

提供までの一般的な流れ



サイズ

直径約50cm
高さ約70cm
重量約20~30kg



お申し込み は先着順になりますので、お早めに酒田出張所にお問い合わせください。

提供期間	6月～OK
お申し込み日時	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00まで
お問い合わせ先	酒田出張所 〒998-0838 酒田市山居町2丁目12-14 ☎0234-22-3604

除草対象範囲は
最上川の庄内橋から
河口までの区間です。

提供を受けた刈草は、**投棄等しないで責任を持って使用してください。**



編集後記

酒田まつりには行きましたか？まつりには、大獅子・仔獅子・あかちゃん獅子と獅子ファミリーがいるんですよ。
いつも出店で買う物は決まっていますか？私は、甘栗と大阪焼きを買っちゃいます。もっといろいろ買いたいのですが。

ご意見・問い合わせ先

国土交通省 酒田河川国道事務所 酒田出張所
酒田市山居町2丁目12-14
TEL 0234-22-3604
FAX 0234-22-4314